

# 名古屋市国民健康保険の減免申請をしよう！ 申請によって保険料が下がる世帯があります

6月初旬に名古屋市国保の加入者へ一斉に保険料納入通知書が送られます

 まずは「年間保険料額」の「減額額⑥」の「割合」をチェック！

「7」「5」「2」  
の場合

1人につき年間

**2,000円**  
の免除

(詳細は納入通知書で説明)

「空欄」の場合

※(減額額⑥=0)で、「所得割額④」に金額のある方

例えば

- 夫が高収入であっても、妻の収入が少なければ、「均等割」の3割が減免される場合があります。
- 障がい者、寡婦(寡夫)、一定所得以下の世帯は、均等割が減免される場合があります。
- 所得が264万円以下で、前年所得の8割以下に減った世帯は、所得割が減免されます。

《見本：Aさん宅に届いた通知書》

● 年間保険料額		所得割額④	均等割額⑤	減額額⑥	割合	減免額⑦	保険料額⑧ (④+⑤-⑥-⑦)	差引増減額(⑧-⑦)
前回 (変更前)	円	円	円	円	%	円	円	円
今回 (変更後)	0	68,200	34,101	5		0	34,090	34,090

  

● 月割額 (○×△区分)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
納付月 (変更前)	円	円	円	円	円	円	円	円	円
今回 (変更後)	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****

 65歳以上の方で保険料が下がる場合があります。

手続きはとっても簡単！

★区役所の国保の窓口へ納入通知書と

保険証を持って行くだけ(印鑑不要)

★代理でも申請できます



減免の対象になるかどうかは区役所で調べてもらえます。